

グループガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンス

基本的考え方

当社およびグループ各社ではコーポレート・ガバナンスの強化、充実を経営の重要課題の一つと位置づけております。経営戦略の策定や経営の意思決定をはじめ、あらゆる活動の基本方針として「経営理念」を定めるとともに、「はくはくフィナンシャルグループの行動規範」により、基本的な価値観や倫理観を共有し、企業価値の向上、北海道・北陸地域の発展等に向けて健全経営の実現に努めております。

コーポレートガバナンス・ガイドライン
<https://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/governance/>



コーポレート・ガバナンスの状況

当社では、意思決定機関である株主総会・取締役会を頂点として、社内規定により運用権限の委譲を行うことで迅速に意思決定する体制を構築しております。取締役会が決定した基本方針に基づき細目ないし専門的事項にかかる案件は、経営会議をはじめとする機関において迅速に対応しております。また、経営会議とは別にグループ会社間で営業方針の徹底を図る「営業推進会議」を設置しております。

当社は、監査等委員会設置会社の形態をとるとともに、社外取締役を選任いたしております。また、グループのガバナンス体制を強化し持株会社としての経営管理を適切に行うために、当社の主要な子会社である北陸銀行と北海道銀行の間では両行の出身者を相互に取締役に選任し、相互理解と相互牽制を図っております。

以上により、意思決定、業務執行、評価・修正を循環的に行う体制を構築しているほか、取締役会にて内部統制の基本方針を決定し、内部統制体制の整備を図っております。

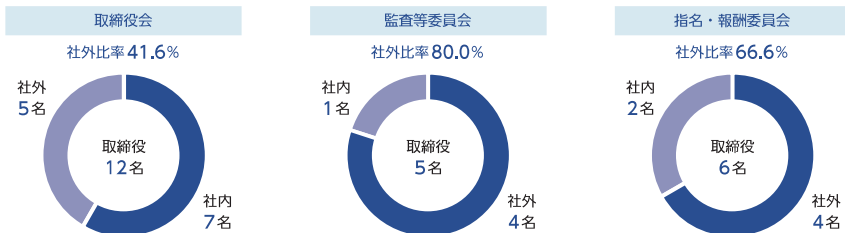
内部統制の基本方針
<https://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/governance/policy/>



主要な機関等の概要

主な特徴

■組織形態：監査等委員会設置会社 ■取締役会の諮問機関：指名・報酬委員会



① 取締役会 2021年度開催回数13回

グループ全体の経営にかかる重要方針を決定し、持株会社ならびに子会社の経営管理・リスク管理・監査について管理監督します。

5名の社外取締役を選任し、経営から独立した視点を取り入れ、監督機能を強化しております。

② 監査等委員会 2021年度開催回数11回

監査の方針・計画・方法や、選定監査等委員の職務の遂行に関する事項を決定し、取締役の職務の執行の監査や、監査等委員以外の取締役の選任・報酬等についての意見の決定等を行います。

③ コーポレート・ガバナンス委員会(2021年10月まで) 2021年度開催回数3回 指名・報酬委員会(2021年11月から) 2021年度開催回数2回

委員の過半数を社外取締役から選定し、取締役・経営陣幹部の人事・報酬に関する事項への適切な助言・関与等を行います。

④ 経営会議 2021年度開催回数41回

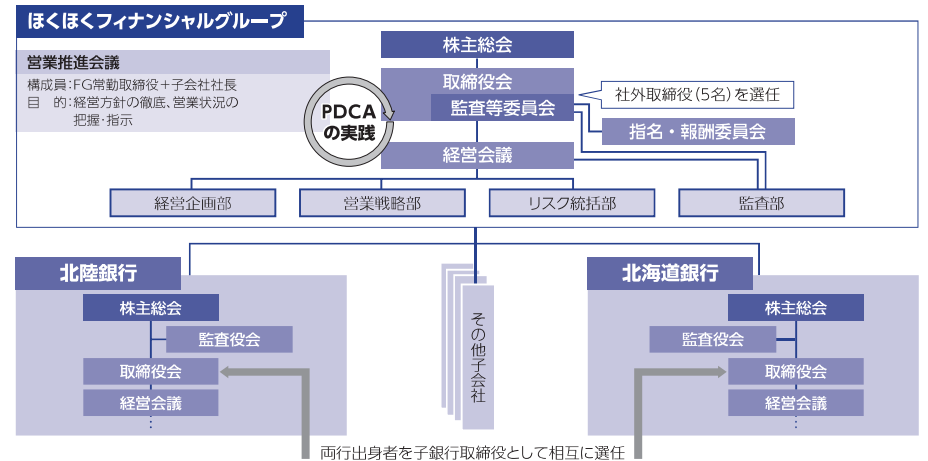
当社の常勤取締役で構成し、取締役会で決定した基本方針に基づき、全般的な業務執行方針および各部門の特に重要な業務執行に関する事項を決定します。

⑤ 営業推進会議 2021年度開催回数4回

当社常勤取締役と子会社社長を構成員として、グループ全体で重要事項・経営方針の浸透を図るほか、各社の営業状況を確認することで適切な業務執行に反映させる機能を担っております。

⑥ サステナビリティ推進委員会 2021年度開催回数1回

当社の常勤役員および担当部で構成され、グループ全体のサステナビリティ経営の方向性を検討します。



グループガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンス

社外役員の選任理由

社外取締役候補者の選定にあたっては、職務の執行に必要な知見、経験や能力等を有し、かつ、会社法に定める社外取締役の要件を満たしていることに加え、経営の監督機能を発揮するため、当社からの独立性の確保を重視しております。

| 氏名 | 選任理由 | 21年度取締役会・監査等委員会出席状況 |
|--------|--|--------------------------------------|
| 眞鍋 雅昭 | 企業経営者として経営、地域経済に精通し、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立性基準に抵触せず、当社で定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、中立性は十分確保されるものと判断し、独立役員に指定しました。 | 取締役会 12回/13回 監査等委員会 11回/11回 |
| 鈴木 伸弥 | 金融機関(生保)経営の豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立性基準に抵触せず、当社で定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、中立性は十分確保されるものと判断し、独立役員に指定しました。 | 取締役会 13回/13回 監査等委員会 11回/11回 |
| 舟本 馨 | 警察庁や株式会社整理回収機構における豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社で定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、中立性は十分確保されるものと判断し、独立役員に指定しました。 | 取締役会 9回/9回 監査等委員会 8回/8回 |
| 小川 万里絵 | 日本銀行での金融・法務分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立性基準に抵触せず、当社で定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、中立性は十分確保されるものと判断し、独立役員に指定しました。 | 新任 |
| 横井 裕 | 外務省での豊富な国際経験と、幅広い知見により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立性基準に抵触せず、当社で定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、中立性は十分確保されるものと判断し、独立役員に指定しました。 | 新任 |

役員トレーニング

当社取締役会は、取締役が重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることを奨励・監督しております。

(2021年度主な取組み)

新任の社外取締役に対して、当社および子銀行について理解を深めることができるよう、詳細な資料を用いて説明する場を設けました。

取締役会の主な審議事項

| 開催回数 | 開催時間合計 | 取締役会審議件数 | |
|------|--------|----------|------|
| | | 付議 | 報告 |
| 13回 | 16.1時間 | 46件 | 178件 |

【2021年度の主な付議事項】
代表取締役・役付取締役選定の件
指名・報酬委員会設置の件
役員報酬の件

取締役会実効性評価

当社取締役会は、取締役会全体の実効性をはじめとするコーポレート・ガバナンス態勢全体について、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインの趣旨に照らして分析・評価を毎年行い、結果の概要を開示するとともに、必要な改善を図ることとしております。



2020年度 取締役会の実効性に関する分析・評価結果の概要

取締役会ならびに取締役会の下に設置された社外取締役を主要メンバーとするコーポレート・ガバナンス委員会の構成・運営は適切であり、取締役会の実効性は確保できていると評価しております。引き続き、社外を含む取締役へ提供する情報の充実や資料の改善、グループ経営戦略に関する議論の更なる活発化に向け、必要な対応を図ってまいります。

2021年度 取組み

取締役会における議論を更に活性化させるため、情報提供や資料の充実・改善を図りました。特に当社グループの中長期的な企業価値向上を目指し、経営理念に基づく長期ビジョンおよび中期経営計画の策定にあたっては、独立社外取締役と複数回に亘る議論を重ね、助言を十分に反映させることができました。

2021年度 取締役会の実効性に関する分析・評価プロセスの概要

すべての取締役に対して記名方式の自己評価アンケートを実施し、アンケート結果に基づく監査等委員会からの助言を得たうえで、5月の取締役会にて実効性に関する評価を行いました。

【自己評価アンケート項目(大項目)】

- ①取締役会の構成 ②取締役会の運営 ③コーポレート・ガバナンス委員会の運営(※2021年11月～指名・報酬委員会)
- ④取締役の役割・責務、社外取締役の支援態勢等 ⑤株主・投資家との関係
- ⑥コーポレートガバナンスの態勢、取締役会の実効性全般 ⑦前年度からの改善状況

2021年度 取締役会の実効性に関する分析・評価結果の概要

取締役会ならびに取締役会の下に設置された社外取締役を主要メンバーとするコーポレート・ガバナンス委員会(※2021年11月～指名・報酬委員会)の構成・運営は適切であり、取締役会の実効性は確保できていると評価しております。引き続き、取締役会の実効性を高めるべく、独立社外取締役に対しての事前の情報提供や資料の充実・改善等、必要な対応を図ってまいります。

グループガバナンスの強化

コーポレートガバナンス

役員報酬

当社は取締役会で「報酬等の決定方針」を決定し、役員報酬等の内容についての決定に関する方針や手続等について次のように定めております。

- i 当社は、役員報酬が、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能するように、その水準・構成を設定する。
- ii 監査等委員であるものを除く取締役の報酬等は、以下の内容の基本報酬と株式報酬で構成し、それぞれ株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、別途定める役員報酬規定および株式報酬型ストック・オプション規定にもとづき算定された額・数の適切性、妥当性に関し、指名・報酬委員会からの助言を受け、客観性と透明性を確保のうえ、取締役会で決定する。
 - (a) 基本報酬
基本報酬は、役位別に定める固定額の報酬とする。
 - (b) 株式報酬
株式報酬は、役位別に定める額に相当する、株式報酬型ストック・オプションとする。
- iii 監査等委員の報酬等は、中立・独立した立場から業務執行の監督・監査を行う役割を踏まえ、基本報酬のみで構成し、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、別途定める役員報酬規定にもとづき、指名・報酬委員会からの助言を受け、監査等委員の協議により決定する。

株主総会における取締役の報酬等に関する決議内容は、次のとおりであります。
- i 決議は、2017年6月27日開催の定時株主総会でなされております。
- ii 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、賞与を含めた報酬として年額250百万円以内とする（使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない）。
- iii 監査等委員である取締役の報酬額は、年額80百万円以内とする。
- iv 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして、新株予約権を年額45百万円を上限とする（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）。

役員報酬の実績（2021年度）

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 | | | | | 対象となる 役員の数 (人) |
|---------------------------|-----------------|------------|--------|------------|-------|------------------|----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | ストック・オプション | 退職慰労金 | 左記のうち、 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (監査等委員および社外取締役を除く) | 141 | 118 | | 22 | | 22 | 9 |
| 監査等委員 (社外取締役を除く) | 25 | 25 | | | | | 1 |
| 社外取締役 | 18 | 18 | | | | | 5 |

(注) 取締役（監査等委員および社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等は全額ストック・オプションであります。

政策保有株式への対応

当社および中核子会社（北陸銀行、北海道銀行）では、上場株式の政策保有に関する方針、ならびに議決権行使基準を、以下のとおり定めております。なお、保有意義の妥当性が認められない銘柄については、取引先企業との十分な対話を経た上で売却を進めます。また、妥当性が認められる場合にも、市場環境や経営・財務戦略等を考慮し売却することがあります。

保有に関する方針

- (1) 政策保有株式は、対象先との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受などがはかられ、対象先および当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合において、限定的に保有するものである。
- (2) 政策保有株式については、個別銘柄毎に、資本コストを勘案した指標に基づき保有に伴うリスク・リターンを計測する。その上で、将来の見通しを踏まえた経済合理性、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略および地域経済との関連性に照らした保有意義について、総合的な検証を毎年取締役会等において実施し、保有の可否を判断する。

議決権行使に関する方針

政策保有株式の議決権行使に際しては、議案ごとに以下の点を確認の上、必要に応じて取引先企業との対話等を経て総合的に賛否を判断する。

- (1) 取引先企業の中長期的な企業価値を高め、持続的成長に資するか。
- (2) 当社グループの中長期的な経済的利益の増大に資するか。

内部監査態勢

基本的考え方

当社グループは、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容およびリスクの種類に応じた実効性のある内部監査態勢を整備することが、当社グループの適切な法令等遵守、顧客保護等およびリスク管理に必要不可欠であるとの認識に基づき、当社および北陸銀行・北海道銀行に内部監査部門を設置しております。各社内部監査部門は、他の部門からの独立性を確保し、牽制機能が働く態勢を整備しております。

■ 当社グループにおける取組み

当社には、グループ内会社の内部管理態勢の適切性・有効性を検証し、グループ内会社の内部監査機能を統括する監査部を設置しています。監査部は、取締役会で定める内部監査の基本方針および監査規定に基づき当社および子会社（銀行以外）・関連会社の内部監査を実施するとともに、北陸銀行・北海道銀行からの内部監査の結果や問題点の改善状況等の報告を受け、また、必要に応じて銀行に対する実地での検証、指示ならびに報告を求めることで、グループ内会社における内部監査の実施状況を一元的に把握・管理しております。グループ内会社の内部監査の結果については、定期的にかつ必要に応じて速やかに、取締役会へ報告しております。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会へ速やかに報告する態勢を整備しております。北陸銀行・北海道銀行においても、各行の監査部が内部監査方針・内部監査規定に基づき、本部・営業店・子会社等の業務監査および資産監査を実施しております。監査の実施にあたっては、監査対象部門の法令等遵守、顧客保護等およびリスク管理の状況を把握したうえで、頻度および深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査計画を策定しております。また、必要に応じ、両行監査部および当社監査部が合同で監査を行い、監査におけるグループ全体の機能強化ならびに効率化を図っております。